

平成26年11月27日 開 会
平成26年11月27日 閉 会
平成26年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成26年第6回(11月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘 要
第 1 日	11月27日	木	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明) 討論・採決

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号 (11月27日)	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	4
報告 第9号(議案質疑・討論・採決)	4
議案上程・提案理由説明(議案第58号・第59号)	5
議案質疑・討論・採決(議案第58号・59号)	6
議案上程・提案理由説明(議案第60号・第61号)	7
議案質疑・討論・採決(議案第60号・61号)	8
閉 会	12

川南町告示第132号

平成26年第6回(11月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月21日

川南町長 日高昭彦

1 期日 平成26年11月27日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
11番	山下壽君	12番	徳弘美津子君
13番	竹本修君		

○ 不応招議員(なし)

平成26年第6回(11月)川南町議会臨時会会議録(1日)

平成26年11月27日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年11月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(山下 壽・徳弘 美津子)
- 日程第4 報告第 9号 専決処分の承認を求めるについて
(平成26年度川南町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第5 議案第 58号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 59号 川南町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第 60号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第 61号 平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。

ただ今から平成26年、第6回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、備品監査並びに例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、山下壽君及び徳弘美津子君を指名します。

日程第4 報告第9号 「専決処分の承認を求めるについて（平成26年度川南町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

朗読は省略します。本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第9号は、議会を招集する期間がなく、専決処分をいたしました補正予算につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1366万7000円としたものでございます。

まず、歳入でございますが、県支出金850万円は、衆議院議員選挙費委託金の計上でございます。

次に歳出でございますが、平成26年12月14日に執行されます衆議院議員選挙に係る費用で、選挙管理委員等の報酬及び職員手当等の予算を専決処分いたしました。

以上、よろしくご審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

報告第9号 「専決処分の承認を求めるについて（平成26年度川南町一般会計補正予算

（第5号））」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第9号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第9号「専決処分の承認を求めるについて（平成26年度川南町一般会計補正予算（第5号））」は、原案のとおり承認することに決定しました。）

日程第5 議案第58号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第59号 「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第58号及び議案第59号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第58号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に準じて、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

議案第59号は、一般職の職員の給与改定に伴い、これに準じて特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

以上、2議案、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。補足説明があればこれを許します。

○総務課長（諸橋 司君） 議案第58号及び議案第59号につきまして、その補足説明を申し上げます。

まず、議案第58号ですが、国及び県は、人事院勧告等により民間給与との較差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、俸給表の水準を上げます。勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう年間で0.15月分引上げ、3.95月分を4.1月分支給します。これに伴い、川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

主なものを申し上げますと、第1条は、通勤手当の増額、本年12月の勤勉手当の支給率を「100分の67.5」を「100分の82.5」に引き上げて支給するもの及び給料表を平均0.24%引

上げの改定し、本年4月に遡り支給するものでございます。

第2条は、平成27年4月以降に支給される職員の給料を平均2%引き下げる給料表の改定が主なものですが、その外管理職員が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当の支給対象になること、及び勤勉手当の支給率を第1条の改正後に更に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、第2条並びに附則第5項及び第6項は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

議案第59号につきましては、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の教育長、議会議員の期末手当を0.15月分引上げ、年間の支給月数2.65月分を2.80月分に上げるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第58号の第2条で平成27年度4月以降に支給される職員の給料を平均で2%引き下げる給料表の改定が主なものというふうに補足説明がされましたが、他の市町村の動向は考慮されたのか。労働組合との交渉合意はされたのかお伺いいたします。

○総務課長(諸橋 司君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。組合交渉の方は行っております。川南町の基本的な姿勢としましては、国の人事院勧告を遵守するというところで組合の方にも理解をいただいたところでございます。

他の市町村のことですけど、うちはうちの考え方でやらさせていただいております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 来年の4月以降に支給される職員の給与が下げられるということですので、もっと職員のことを考えたら、今提案すべきではないのではないかと私は思います。どんなですか。

○総務課長(諸橋 司君) 来年の平成27年4月1日から職員の給与を平均で2%引き下げることになります。若年層につきましては、引下げ額の幅が少なく、高年齢層の引下げ額が大きいのですが、御存じのとおり全国で12の県で民間給与がそんなに高くないと判断された東北地方とか九州地方のですね12県につきましては、引下げの勧告が出ております。先ほどから申し上げておりますが、川南町の基本的な考え方としましては、ずっとですね国の人事院勧告に準じたやり方を行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

議案第58号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第58号について、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について反対の立場から討論致します。

平成18年度の給与構造改革に伴う激変緩和措置が平成23年度の人事院勧告で減給保障の廃止が勧告され、国家公務員が平成26年4月からこの減給保障が廃止されることに伴って国に併せて本町も廃止されたばかりです。給与制度の総合的な見直しの名で一般職・国家公務員の給与を平均で2%引下げる給与法改定案と関連2法案が10月31日の衆議院内閣委員会で自民公明民主生活各党の賛成多数で可決されました。日本共産党は反対しました。人事院が総合的な見直しでも給与水準給与総額は変わらないと説明している。給与配分の見直しで格差が拡大するだけでなく給与総額も200億円のマイナスになる。労働基本権制約の代償機関としての人事の役割を果たしていないことがあります。地方公務員も含めた公務員全体の給与総額は総合的な見直しによって2500万円のマイナスになり、地域間格差を拡大し地方疲弊されることとなります。賃下げには反対です。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第58号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第58号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議案第59号 「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 「平成26年度川南町一般会計補正予算（第6号）」

日程第8 議案第61号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第60号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億979万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億2346万3000円とするものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

寄附金は、7000万円の増額でふるさと納税を計上しました。

繰入金金は、1億3979万6000円の増額で財政調整基金繰入金を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

議会費から教育費までの人件費に係る部分は、人事院勧告に伴う人件費等の予算計上でございます。

議会費は、71万3000円の増額でございます。

総務費は、7342万9000円の増額でふるさと振興基金積立金7000万円が主なものでございます。

民生費は、302万3000円の増額でございます。

衛生費は、90万6000円の増額でございます。

農林水産業費は、146万5000円の増額でございます。

商工費は、1億2816万円の増額で工業用水井戸設置工事請負費5000万円、特産品PR事業7801万1000円が主なものでございます。

土木費は、72万2000円の増額でございます。

教育費は、137万8000円の増額でございます。

次に議案第61号は、収益的支出第1款第1項の営業費用に81万3000円を追加し、支出の総額を3億5170万8000円とするものでございます。

予算第6条に定めていた職員給与費5006万3000円を給与改定に伴い81万3000円を追加し、その総額を5087万6000円とするものでございます。

以上、2議案よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

午前9時19分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(内藤 逸子君) 議案60号の川南町一般会計補正予算について、工業用の井戸を掘るために5000万円を計上しておりますけども、工業用水の井戸を掘る理由について他の事業

所の公平性はないのか。昭和63年の児湯食鳥移転の際の議会議事録によるもので掘るとありますけども、条例はないのか。水代はどうなっているのかお尋ねいたします。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

公平性の問題をいただきましたが、これにつきましては先ほど申されたとおり63年の12月から平成元年にかけて児湯食鳥が下野田から現工場のところに移転する際にそういう議会でのやりとり、もちろんその段階で井戸掘削工事の議案提出がございまして、それにたいしまして、いろいろ質疑をされている。そのやりとりを確認したところでありまして、また当時の工事を担当された方々の聞き取り調査、そういうところから今回の1,000トンという川南町としての掘削の決定をしたところがございます。と申しますのが、本来であれば立地協定なりが存在し、その中で確約されているものと我々も思っておりましたけれども実際に確約が存在しないというところから調査に入りそういう結果を得て、そういう交渉に臨んだところでございます。と言いましても、現在2,400トン使われているということで相手方は既得権の話がされましたけれども、我々としては、当時お約束している中身について供給を行うという立場で交渉し結果的に今まで児湯食鳥には井戸がなかったのですが、井戸を掘られるということで他の企業さんとの均衡を保つように交渉してきたところでございます。

それから工業用水としての条例ということでございますが、本来工業用水施設につきましては、工業用水事業法という法律に基づきまして規程が必要なわけでございますが、5,000トンを越えない範囲であればその必要性はないということでございまして、条例制定まではしていなかったというのが現状でございます。ただ、この状態は非常にまずいというか明文化されていないということから、今回の事象を持ちましてきちんと相手企業様方と確認書を取り交わして、今後の町の分野と企業が果たす責任とを明確にしておきたいということで今、会社側と交渉しそういう結論に達しているところでございます。以上でございます。

大変失礼しました。水代につきましては、水代としては徴収しておりません。メーターをつけてどうこうというわけではなく、水代含めて工業用施設の使用料という形で378万1000円を年額で徴収しております。水代ということでは徴収していない状況でございます。また、施設の保守点検業務につきましては、それぞれの企業さんに委託するというところで行っております。現在、児湯食鳥さんに委託分としましては、122万2200円を年額でお支払いしているということでございます。現状としましては、先程申しました施設の使用料378万1000円から122万2200円を引いた255万8800円が町の収入、実益ということになるかと思っております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今の答えで大体わかりましたけども、水代ではなく使用料ということでもらっていると言われますが、水を使っているのだから水代をとるといようなことは考えられないのでしょうか。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤さんの御質問に再度お答えします。先ほどの金額につきましては、当初から1,000トンという水量が約束されていますので、それを含めて使用

料の中だと私達は判断をしているところでございますので、1立方メートルあたりということとは今のところ想定していないところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 今度は確認書を交わす予定にしていますと言われていますが、立地協定書と言うんじゃないくて、合意書みたいな確認書でしょうか。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤さんの御質問お答えいたします。今私達が考えているのが、川南町としての責務ということで1,000トンの供給を明文化したいというふうに考えております。それ以外のことにつきましては、そのくんだりとその保守点検の部分そういうことを盛り込んで確認書を交わしたいと考えております。

○議長（竹本 修君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 平成26年度 議案第60号 平成26年度川南町一般会計補正予算（第6号）19ページのこの特産PR事業7801万1000円ですか、これは、ふるさと納税の7000万に関連する歳出と思われるのですが、納税者に対して物を送っちゃうという主旨のものです。これを送った場合、町内の事業者が潤うて町に税金がまわりまわって入ってくるちいうしろものようではありますが、寄附が7000万で801万1000円オーバーしとるわけですが、この7000万を使こうした場合、この当然801万1000円の収入ちいうか税収、町にもたらせんかった限りは町は赤字になるわけじゃがよ、7801万使こうて801万の税収見込みというのはあつとですか。

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。総務課関係は、歳入について説明させていただきます。今回、ふるさと納税見込額なんですけど、7000万円を計上させていただいております。当初からふるさと納税額を計算しますと1億100万円になっております。ふるさと納税で納めて頂いた寄附につきましては、ふるさと振興基金の方に積立をさせていただいております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） それは、わかっておるわけじゃけんどんよ。

○議長（竹本 修君） 答弁させます。

○産業推進課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。歳出の7801万1,000円という内訳でございますが、今後27年3月までの見込み件数を11月から3月まで12,000件の見込みをしております。それに対して商品代4,000円ないし6,000円、と言いますのが昨今の状況を見ました時に都城市が8割を還元するというようなことをされております。そういうことをいろいろ考えましたときに魅力ある形で事業運営をしていくためには若干の還元率を上げる必要があるかなということを考えていまして、1月からの分につきましては、6割相当を還元するという形でふるさと納税を推進していこうと考えているところでございます。12月までを4割の還元率ということで考えたときにこの経費の部分では私達が商品発送を受け持っておりますので、トータルしまして手数料等勘案したとき7801万1000円になると試算しているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 8割還元で今度は6割、生産者に還元した分が当然いくわけです

が、この中に商工会か委託料を払うわけですが、それを含めて全部含めたときふるさと納税ちうかその範囲内に収まるような形でやっていかなければ、費用対効果が上がらんとするわけですが、そこ辺はちゃんと計算してやられとると言うことで良いとですか。

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。収入のふるさと納税額については、見込額の計上額でございますけど、若干の低めに見込額を計上しております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 見込額やったらですね、川南町をPRする事業でありますから費用対効果も含めた審査も必要かと思うとですが、これは当然川南町をPRするという目玉事業みたいなものですけど、じゃかい当然見込みですとやったら当初予算とか定例議会上げるべき予算ではないかと思うとですが、そんげせん限りは、これは費用対効果が全然臨時議会では審査でけんと思えよ。見込みやったら定例会議で計上できると思うとですが、なんで臨時議会にあげるとかわからんとですが、費用対効果は全然でできませんよ。これは丁寧な予算の議案の提案をせんといかんと思うとやがよ、そこ辺はどう考えとつとですか。

○総務課長（諸橋 司君） ただ今の御質疑なんですけど、児玉議員が最もだと思えますけど、ふるさと納税については今年度から取組みをしております。当初、どの程度の寄付が集まるかわからなかったこともありまして、当初100万円計上したところでした。それから補正で3000万円を追加しております。今回また7000万円を追加して1億100万円の計上になっております。ふるさと納税の申込み状況なんですけど11月25日現在で、入金件数4,815件、入金済みの金額6943万5000円となっております。これから年末にむけて他の自治体の状況を見ますとかなりふるさと納税額が増えるとの情報を聞いておりますので、今回歳入の方で上げさせていただいたんですけど、この金額で見込みとしては、これを上回るような納税額があるということで考えておりますけど、今回は7000万円の計上をさせていただいております。PR事業につきましては、産業推進課長に説明していただきます。

今回、特産品PR事業の予算がない状況だったものですから、今回の臨時議会に併せて歳出予算を上げた関係で歳入も上げさせていただいたところがございます。以上です。

○産業推進課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。先ほどから申し上げますとおり、歳入の1月から6割相当分を還元するという形で考えておりますので、逆算しますと0.6で割ればその金額が入る見込みであります。ただ、今現在は、総務課長が申されますとおり、現在見込まれている数値を上げたということでございますが、現状の中で7月段階では100件位の申込みであったのが、急激に10月以降に1,000件を超えております。11月のトータル2,000件となっております。物品を送ろうにもお金がない、予算上のお金がないということが生じてきましたので、臨時でお願いをしたという経過でございます。収入につきましては、全額を返すということではございませんので、割り戻した金額は当然入る。入ったことを確認して物品を送っておりますので、必ずしも採算割になることはありえないということでございます。御理解いただきたい。

それから先ほどからありました商工会の手数料相当分ですが、ここにありますのはクレジット決済の手数料でございます。クレジット決済が収入金額の1%かかってまいりますので、その金額を見込ませていただきました。商工会TMOをお願いしておりますけども、その金額を342万円と見込んでこの中で計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

議案第60号 「平成26年度川南町一般会計補正予算(第6号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第60号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 「平成26年度川南町一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第61号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第61号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成26年第6回川南町議会臨時会を閉会します。おつかれさまでした。

平成26年第6回(11月)臨時会(1日)

午前10時25分閉会
